毎月1日・15日発行

令和8年(2026)
11/1
No.2427

shinagawa
広報 しながわ
選挙特集号

発行／品川区　編集／戦略広報課　〒140－8715 品川区広町2－1－36 ☎3777－1111(代表) Fax5742－6870(戦略広報課) https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/

掲載記事は10月16日時点の情報です。



令和7年度品川区明るい選挙啓発ポスターコンクール
明るい選挙推進協議会会長賞(品川区在住・中学2年生)

品川区長選挙

投票日 11月15日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

投票日当日は、ご自分の「投票所入場整理券」に記載されている投票所へお越しください

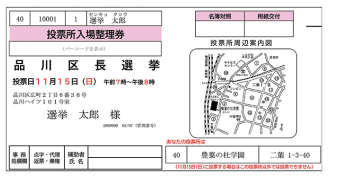
世帯ごとに封書で郵送します

封筒には世帯全員分の「投票所入場整理券」が1人1枚ずつ同封されています。

投票日当日に「投票所入場整理券」をお持ちでない場合でも、品川区の選挙人名簿に登録されていて、品川区から転出していなければ投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。



【送付用封筒】



【投票所入場整理券】

投票できる方・できない方

○ 投票できます
(次の全てにあてはまる方)

- 日本国籍で、平成20年11月16日以前に生まれた
- 令和8年8月7日以前に品川区に転入の届け出をした
- 投票する日まで引き続き品川区内に住んでいる

× 投票できません
(次のいずれかにあてはまる方)

- 平成20年11月17日以降に生まれた
- 令和8年8月8日以降に品川区に転入の届け出をした
- 品川区外に転出した

	8/7	8/8	10/16	10/17	11/8(告示日)	11/9	11/15(投票日)	投票できる できない
以前から品川区に居住している方	8/7以前に転入の届け出をした	引き続き品川区内に住んでいる						○
		8/8以降に転入の届け出をした	引き続き品川区内に住んでいる					×
品川区外に転出した方		8/8以降に転出した	品川区以外の市区町村に住んでいる					× *1
品川区内で転居した方			10/16以前に転居した					○ *2
				10/17以降に転居した				○ *3

*1　11月9日㈰以降に品川区外に転出する予定の方は、転出前であれば投票できます。
*2　転居先の新住所地の投票所で投票できます。
*3　転居前の旧住所地の投票所で投票できます。

投票日当日に投票所へ行けない方は期日前投票をご利用ください

品川区の選挙人名簿に登録があり、投票日当日に仕事や旅行などで投票所へ行くことができないと見込まれる方は、下表の投票期間に期日前投票所で投票できます。投票の際は、ご自分の「投票所入場整理券」をお持ちください。期日前投票はどの期日前投票所でもできます。

※「投票所入場整理券」が届いていない場合でも、品川区の選挙人名簿に登録されていて、品川区から転出していなければ投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

期日前投票所	投票期間	投票時間
品川区役所(第二庁舎6階261会議室)	11月 9日㈪～14日㈯	午前8時30分～午後8時
地域センター(13カ所)		
アトレ大井町 3階セントラルガーデン(大井1－2－1)	11月11日㈬～14日㈯	午前10時～午後8時

※地域センターでは、通常業務時間外は期日前投票の受け付けのみ行います。住民票の写しの発行などの通常業務は行いませんのでご注意ください。

期日前投票の注意

あらかじめ投票所入場整理券裏面の「宣誓書(兼請求書)」を記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。

11月13日㈭夕方から11月14日㈯は、どの期日前投票所も混雑が予想されるため、できるだけ他の日時をご利用ください。

問い合わせ／品川区選挙管理委員会事務局(☎5742－6845 Fax5742－6894)

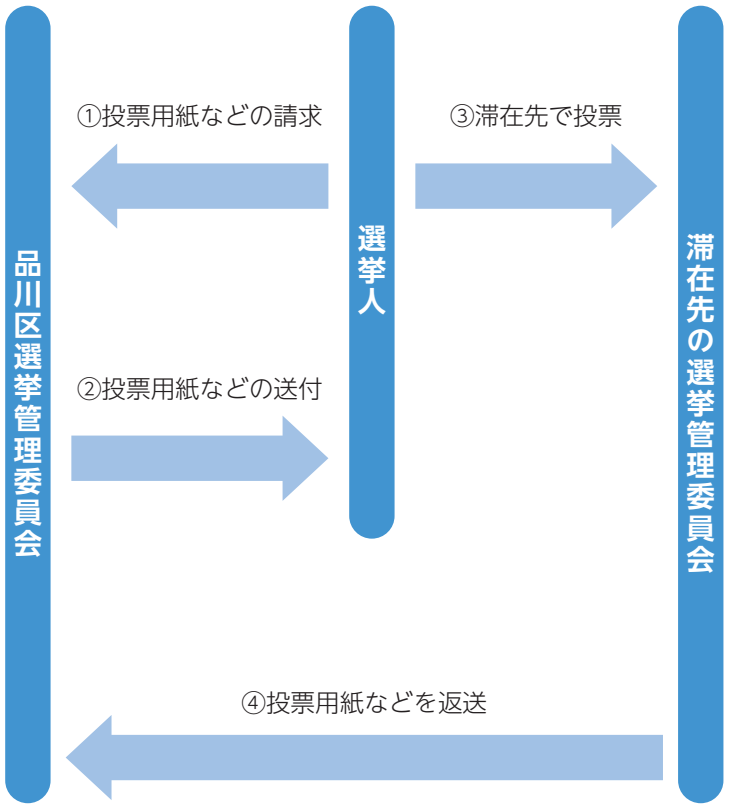
不在者投票

滞在先で行う不在者投票　※品川区からの投票用紙の発送は、告示日の翌日（11月9日㈪）から順次行います。

投票日当日に仕事や旅行などで品川区外に滞在し、投票所に行くことができないと見込まれる方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。あらかじめ、「不在者投票宣誓書（兼請求書）」で品川区選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。

不在者投票ができる期間は、品川区で期日前投票を行っている期間です。滞在先の市区町村によって、受付場所や受付時間が異なりますので、必ず滞在先の選挙管理委員会へお問い合わせください。

滞在先で行う不在者投票の流れ



不在者投票宣誓書（兼請求書）を郵送・持参し、投票用紙を請求する場合

「不在者投票宣誓書（兼請求書）」は、区ホームページからダウンロードできます。なお、郵送でのやり取りには時間がかかりますので、お早めに手続きをお願いします。

詳しくは区ホームページをご覧ください

マイナンバーカードを利用し、電子申請で投票用紙を請求する場合

①マイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）かマイナポータルサイトにログイン

↓

②自治体設定画面で「東京都」「品川区」を選択

↓

③トップページの「さがす」から「選挙」を検索

↓

④「【令和8年11月15日執行　品川区長選挙】名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票等の投票用紙等の請求」が表示されたら、「詳しく見る」をクリックし「申請する」を選択

↓

⑤必要事項を入力して申請（投票用紙一式の請求）

↓

⑥品川区選挙管理委員会から、投票用紙一式を希望の送付先に郵送

↓

⑦投票用紙一式が届いたら、滞在先の市区町村の不在者投票場所で投票

詳しくはマイナポータルサイトをご覧ください

指定病院などで行う不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは各施設へお問い合わせください。なお、品川区内の対象施設は区ホームページで確認できます。

区ホームページはこちらから

郵便などによる不在者投票　※投票用紙の請求〈11月11日㈬必着〉。

郵便などによる不在者投票ができる方

表1にあてはまる方は、自宅で投票用紙に候補者名を自書し、郵便などで投票できます。投票するにはあらかじめ品川区選挙管理委員会に申請・登録する必要があるため、お早めに手続きをお願いします。

※登録の有効期限が過ぎている方も申請が必要です。

●証明書の取得を希望する方

証明書交付申請書の提出とあわせて、障害者手帳（原本）や介護保険被保険者証（原本）などの提示が必要です。

●すでに証明書を取得している方

すでに証明書を取得している方については、事前に投票用紙請求の案内を郵送します。

●取得した証明書を紛失した方・証明書の有効期限が過ぎた方

再発行の手続きが必要です。詳しくは品川区選挙管理委員会にお問い合わせください。

代理記載が認められる方

表1・表2ともにあてはまる方が認められます。あらかじめ品川区選挙管理委員会に届け出た「代理記載人」（選挙権を有する方1人）に代筆させることができます。

〈表1〉

	障害名など	等級など
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹・移動機能の障害	1・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1・3級
	免疫・肝臓の障害	1～3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証の「要介護状態区分等」の欄	要介護5

〈表2〉

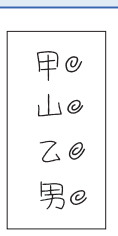
	障害名	等級
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢もしくは視覚の障害	1級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢もしくは視覚の障害	特別項症～第2項症

投票の方法

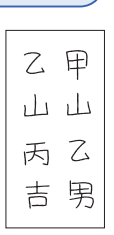
- 投票用紙には、候補者1人の氏名をはっきりとお書きください。
- 投票所の記載台には、候補者の氏名が掲示されています。
- 書き間違えたときは2本線で消して、横に正しい候補者名を書き直してください。
- 候補者1人の氏名以外のことを記入すると無効になる場合があります。

無効になる例

候補者の氏名以外に文言や符号などを記入すると無効になります。



1枚に2人以上の候補者の氏名を記入すると無効になります。



どなたでも投票しやすい環境をめざしています

投票支援カードをご利用いただけます

投票所で支援が必要な方向けに「投票支援カード」を用意しています。あらかじめ投票支援カードを記入しておき、投票所の係員に提示していただくと必要な支援を受けることができます。**「投票支援カード」は入場整理券とともに郵送している**ほか、区ホームページからダウンロードもできます。

区ホームページはこちらから

その他の支援

- **スロープの設置**…スロープを設置して投票所の段差をなくしています。
- **車いす・拡大鏡・老眼鏡・投票用紙記名補助具の用意**
- **高さの低い記載台の設置**…車いすの方や体が不自由な方のために、低い記載台を設置しています。
- **コミュニケーションボードの用意**…言葉や耳が不自由な方のために、指をさすだけで投票に関するやり取りができるコミュニケーションボードを用意しています。また、文字を書いてやり取りができるホワイトボードも用意しています。
- **投票所への移動支援**…介護が必要な方や障害のある方は、投票所への移動に関して支援が受けられる場合があります。

点字投票

投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意してあり、点字での投票もできます。

投票用紙記名補助具

ご自分で投票用紙の枠の中に記入できるよう、記入スペースがくり抜かれたカードケースを用意しています。



代理投票

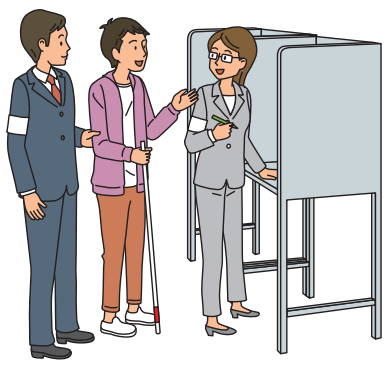
投票所において、ご自分で投票用紙への記入が困難な方は「代理投票」ができます。代理投票は、投票所の係員が代筆します。投票の秘密は固く守られますので、遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。

受付

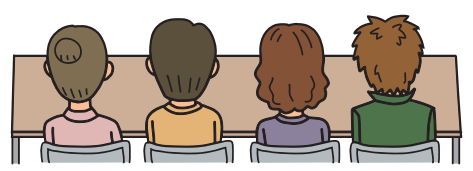
①代理投票したい旨を係員にお伝えください。



②投票所の係員2人が補助者として付き添います。

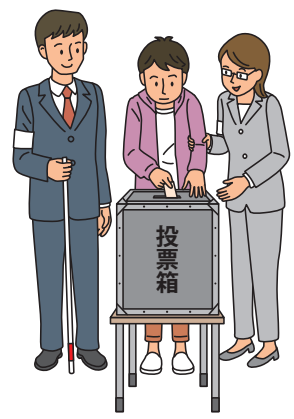


③投票したい候補者を指さしやメモ紙を見せるなどで補助者に指示してください。補助者が投票用紙に代理で記載します。記載後、もう1人の補助者が指示どおりの記載内容であるか確認します。



投票管理者・投票立会人

④記載済みの投票用紙を本人に渡しますので、ご自分で投票箱に投票用紙を入れてください。



投票所での注意事項

投票所における次の行為は、他の選挙人の妨げになる場合がありますのでご遠慮ください。

- 選挙人以外の方と一緒に入ること
 ※子ども（18歳未満）は一緒に入ることができます。
- ペットを連れて入ること
 ※盲導犬などの補助犬は一緒に入ることができます。
- 投票の際に、会話やスマートフォンなどでの通話をすること
- 他の選挙人などが映り込む撮影をすること
- 特定の候補者名などを他の選挙人に示すこと

投票済証の配付

投票後、希望された方に「シナモロール」デザインの投票済証を1人1枚お渡しします。ご希望の方は投票所の係員にお声がけください。



投票済証のイメージ

© 2026 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L664722

選挙に関するよくあるQ＆A

Q 投票所入場整理券が11月9日㈪になっても届きません。

A 投票所入場整理券が届いていない場合でも、品川区の選挙人名簿に登録されていて、品川区から転出していなければ投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

Q 自分が住んでいる地域の投票日当日の投票所がわかりません。

A 投票所入場整理券の表面に投票所を記載していますのでご確認ください。また、本紙4ページの「あなたの投票日当日の投票所はこちらです」でも確認できます。
※区内で転居した方は、転居日によって投票所が異なるためご注意ください。

Q 自分で持参した筆記用具で投票用紙に記入したいです。

A 持参いただいた筆記用具もご利用いただけます。ただし、インクがにじむなどして記載内容が判別できない場合は、無効票となる場合があります。

Q 開票はどこで行われますか。

A 11月15日㈰午後8時40分から、総合体育館（東五反田2－11－2）で行います。

Q 投票や開票の結果を知りたいです。

A 11月16日㈪に、投票・開票の結果を区ホームページに掲載します。

候補者をよく知って投票していただくために

選挙公報を各世帯に配布します

品川区長選挙の候補者氏名や経歴、政見などを掲載した選挙公報を発行します。各世帯には11月13日㈭頃までに配布します。届かない場合は、品川区選挙管理委員会にご連絡ください。
※地域センターや文化センター、図書館などの区施設でも配布するほか、区ホームページでもご覧いただけます。

文字を拡大した「選挙のお知らせ」を投票所に用意しています

候補者の情報を拡大文字でまとめた「選挙のお知らせ」を各投票所で用意しています。希望する方は、投票所の係員にお申し出ください。

音声版・点字版「選挙のお知らせ」を用意しています

候補者の情報を音声または点字でまとめた「選挙のお知らせ」を用意しています。希望する方は、品川区選挙管理委員会にご連絡ください。

公営ポスター掲示場を設置します

11月8日㈯から、区内347カ所に公営ポスター掲示場を設置します。ポスター掲示場の設置場所など詳しくは、区ホームページをご覧ください。

あなたの投票日当日の投票所はこちらです

※住所は50音順です。

住所	丁目	番地	投票所
荏原	1丁目	全域	後地小学校(小山2－4－6)
	2～4丁目	全域	荏原平塚学園(平塚3－16－26)
	5丁目	1～5	小山小学校(小山5－10－6)
		6～16	荏原第六中学校(小山5－20－19)
	6～7丁目	全域	第二延山小学校(旗の台1－6－1)
大井	1～2丁目	全域	山中小学校(大井3－7－19)
	3丁目	1～8、15～18、24～27	
		9～14、19～23	伊藤学園(大井5－1－37)
	4丁目	全域	大井第一小学校(大井6－1－32)
	5丁目	5～11、19～25	
		1～4、12～18、26～28	伊藤学園(大井5－1－37)
	6丁目	全域	大井第一小学校(大井6－1－32)
	7丁目	全域	伊藤学園(大井5－1－37)
大崎	1丁目	1～14、21	日野学園(東五反田2－11－1)
		15～20	芳水小学校(大崎3－12－22)
	2丁目	1～8、10、11	
		9	三木小学校(西品川3－16－28)
	3～5丁目	全域	芳水小学校(大崎3－12－22)
勝島	1～3丁目	全域	鈴ケ森中学校(南大井2－3－14)
上大崎	1丁目	全域	第三日野小学校(上大崎1－19－19)
	2～4丁目	全域	シティコート目黒(上大崎2－10－34)
北品川	1丁目	全域	台場小学校(東品川1－8－30)
	2丁目	1～19、20(1～11・18～25)、21～29、30(10～28)、34(3・4)	
		20(12～17)、30(1～9)、31～33、34(1・2)	城南第二小学校(東品川3－4－5)
	3丁目	全域	品川学園(北品川3－9－30)
	4丁目	1～7	御殿山小学校(北品川5－2－6)
		8～11	品川学園(北品川3－9－30)
	5～6丁目	全域	御殿山小学校(北品川5－2－6)
小山	1～2丁目	全域	後地小学校(小山2－4－6)
	3丁目	1～5	小山台小学校(小山台1－18－24)
		6～27	小山小学校(小山5－10－6)
	4丁目	全域	
	5丁目	1～16	
		17～25	荏原第六中学校(小山5－20－19)
	6丁目	全域	
	7丁目	全域	第二延山小学校(旗の台1－6－1)
小山台	1～2丁目	全域	小山台小学校(小山台1－18－24)
戸越	1～3丁目	全域	戸越台中学校(戸越1－15－23)
	4丁目	全域	戸越小学校(豊町2－1－20)
	5～6丁目	全域	大原小学校(戸越6－17－3)

住所	丁目	番地	投票所
中延	1丁目	全域	中延小学校(中延1－11－15)
	2丁目	1～8	
		9～17	延山小学校(西中延2－17－5)
	3丁目	全域	
	4～6丁目	全域	源氏前小学校(中延6－2－18)
西大井	1丁目	1～4、7～10	ウェルカムセンター原(西大井2－5－21)
		5、6、11～16	伊藤学園(大井5－1－37)
	2丁目	1～16、22～24	ウェルカムセンター原(西大井2－5－21)
		17～21	伊藤学園(大井5－1－37)
	3～4丁目	全域	ウェルカムセンター原(西大井2－5－21)
	5～6丁目	全域	伊藤小学校(西大井5－6－8)
西五反田	1丁目	全域	日野学園(東五反田2－11－1)
	2丁目	1～20	
		22～32	第一日野小学校(西五反田6－5－32)
	3丁目	1～6	シティコート目黒(上大崎2－10－34)
		7、8	第一日野小学校(西五反田6－5－32)
		9～16	第四日野小学校(西五反田4－29－9)
	4丁目	全域	
	5丁目	1、2、7～14、23～30	
		3～6、15～22、31、32	第一日野小学校(西五反田6－5－32)
	6～7丁目	全域	
	8丁目	1～3	
		4～12	芳水小学校(大崎3－12－22)
西品川	1丁目	1、2、4～17	三木小学校(西品川3－16－28)
		18～30	豊葉の杜学園(二葉1－3－40)
	2～3丁目	全域	三木小学校(西品川3－16－28)
西中延	1丁目	全域	中延小学校(中延1－11－15)
	2～3丁目	全域	延山小学校(西中延2－17－5)
旗の台	1丁目	1、2、6～9	第二延山小学校(旗の台1－6－1)
		3～5、10、11	清水台小学校(旗の台1－11－17)
	2丁目	全域	
	3～4丁目	全域	旗台小学校(旗の台4－7－11)
	5丁目	1～5、13～20	清水台小学校(旗の台1－11－17)
		6～12、21～28	旗台小学校(旗の台4－7－11)
	6丁目	全域	清水台小学校(旗の台1－11－17)
東大井	1～2丁目	全域	鮫浜小学校(東大井2－10－14)
	3丁目	1～17	立会小学校(東大井4－15－9)
		18～29	浜川小学校(南大井4－3－27)
	4～5丁目	全域	立会小学校(東大井4－15－9)
	6丁目	1、2、4～11	
		3、12～17	浜川小学校(南大井4－3－27)
東五反田	1丁目	全域	日野学園(東五反田2－11－1)
	2丁目	1～14	
		15～22	御殿山小学校(北品川5－2－6)

住所	丁目	番地	投票所
東五反田	3丁目	全域	日野学園(東五反田2－11－1)
	4～5丁目	全域	第三日野小学校(上大崎1－19－19)
東品川	1丁目	1～29	台場小学校(東品川1－8－30)
		30～39	城南第二小学校(東品川3－4－5)
	2丁目	全域	台場小学校(東品川1－8－30)
	3丁目	全域	城南第二小学校(東品川3－4－5)
	4丁目	全域	城南小学校(南品川2－8－21)
	5丁目	全域	城南第二小学校(東品川3－4－5)
東中延	1丁目	全域	中延小学校(中延1－11－15)
	2丁目	全域	大原小学校(戸越6－17－3)
東八潮	全域		私立明晴学園(八潮5－2－1)
平塚	1～3丁目	全域	京陽小学校(平塚2－19－20)
広町	1丁目	全域	品川学園(北品川3－9－30)
	2丁目	全域	豊葉の杜学園(二葉1－3－40)
二葉	1～2丁目	全域	
	3丁目	1～6、25～30	上神明小学校(二葉4－4－10)
		7～24	杜松地域密着型多機能ホーム(豊町4－24－15)
	4丁目	全域	上神明小学校(二葉4－4－10)
南大井	1～2丁目	全域	鈴ケ森中学校(南大井2－3－14)
	3丁目	全域	鈴ケ森小学校(南大井4－16－2)
	4丁目	1～13	浜川小学校(南大井4－3－27)
		14～20	鈴ケ森小学校(南大井4－16－2)
	5丁目	1～15	浜川小学校(南大井4－3－27)
		16～27	鈴ケ森小学校(南大井4－16－2)
	6丁目	全域	
南品川	1丁目	全域	城南第二小学校(東品川3－4－5)
	2～3丁目	全域	城南小学校(南品川2－8－21)
	4丁目	全域	品川学園(北品川3－9－30)
	5丁目	1～12	都立品川特別支援学校(南品川6－15－20)
		13～16	立会小学校(東大井4－15－9)
	6丁目	全域	都立品川特別支援学校(南品川6－15－20)
八潮	1～2丁目	全域	城南第二小学校(東品川3－4－5)
	3～4丁目	全域	こみゅにてぃぷらざ八潮(八潮5－9－11)
	5丁目	1～4、11、12	私立明晴学園(八潮5－2－1)
		5～10	こみゅにてぃぷらざ八潮(八潮5－9－11)
豊町	1～2丁目	全域	戸越小学校(豊町2－1－20)
	3～5丁目	全域	杜松地域密着型多機能ホーム(豊町4－24－15)
	6丁目	全域	上神明小学校(二葉4－4－10)

「なりすまし投票」は犯罪です

投票所（期日前投票所を含む）で、他人になりすまして投票する行為や同じ人が2回投票する行為などは、公職選挙法違反として処罰（2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金）の対象になります。また、選挙権および被選挙権が一定の期間停止され、停止期間中は投票することも立候補することもできなくなります。

区議会議員補欠選挙について

公職選挙法の規定により、区議会議員補欠選挙は執行しません。

品川区長選挙の情報をお知らせします

品川区ホームページ

トップページ＞区政情報＞選挙＞令和8年11月15日執行　品川区長選挙

区ホームページはこちらから

問い合わせ／品川区選挙管理委員会事務局（☎5742－6845 Fax5742－6894）

古紙を配合した再生紙を使用しています

○本紙に記載の電話番号は、市外局番（03）を省略しています。